

## 臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

消費増税に伴う影響等の緩和のため、低所得者および低所得の障害・遺族基礎年金受給者の方へそれぞれ臨時福祉給付金を支給します。

**支給対象者** 基準日(平成28年1月1日)において五所川原市に住民登録があり、かつ平成28年度の市民税(均等割)が課税されない方および障害・遺族基礎年金を受給されている方(給付金の支給対象になると思われる方へ9月上旬に申請書を郵送します)

ただし、以下に該当される方は対象外となります

### 臨時福祉給付金

▷市民税(均等割)が課税される方の扶養親族等となっている方

▷生活保護制度の被保護者

### 年金生活者等支援臨時福祉給付金

▷市民税(均等割)が課税される方の扶養親族等となっている方

▷生活保護制度の被保護者

▷平成28年4月～8月に年金生活者等支援臨時福祉給付金(1人につき3万円)を受給した方

**支給時期** 平成28年10月から順次開始する予定です。

### 支給額

臨時福祉給付金 支給対象者1人につき3千円

年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給対象者1人につき3万円

**申請先** 基準日(平成28年1月1日)において住民登録がされている市区町村

### 申請期間

▷郵送による申請

9月5日(月)～12月28日(水) 当日消印有効

▷窓口での申請(土曜・日曜日、祝日を除く)

9月5日(月)～12月28日(水) 9時～17時

**申請場所** 市役所本庁3階臨時福祉給付金窓口

金木総合支所1階玄関ホール

市浦総合支所1階小会議室

臨時福祉給付金窓口 Tel.33-2125

## 市営住宅入居者募集(9月公募)

**募集期間** 9月12日(月)～21日(水)  
(土曜・日曜日、祝日を除く)

**入居予定日** 必要書類等が整い次第入居可能

**入居者選考** 入居者資格を審査の上、申請多数の場合は公開抽選(抽選日は申請者に個別に連絡)。

**申請・入居にあたって** 原則として持ち家のある方は申請不可/家賃は収入に応じて決定/敷金は家賃3カ月分/連帯保証人が必要/共益費・駐車場料金は別途発生/駐車場は原則1住戸1台

### 一般公募

▷広田団地(S53年度建設)(五所川原地区)

・鉄筋コンクリート造4階建3DK

(2階:1戸/3階:1戸)

・家賃10,700円～21,100円程度

・共益費あり、駐車場あり

・浴室あり、浴槽・給湯器なし

\*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限あり)

▷富士見団地(H4・H5年度建設)(五所川原地区)

・鉄筋コンクリート造4階建3LDK(4階:2戸)

・家賃21,600円～43,000円程度

・共益費あり、駐車場あり

・浴室・浴槽・給湯器あり

\*3名以上で申請可

### 常時公募(随時募集、先着順)

▷第二金木団地(金木地区)

・コンクリートブロック造2階建3DK(2戸)  
\*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限あり)

▷第二金木団地(金木地区)

・木造平屋建2LDK(1戸)  
\*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限あり)

▷第二金木団地(金木地区)

・木造平屋建3LDK(1戸)

\*3名以上で申請可

▷さくら団地(金木地区)

・木造平屋建1LDK(1戸)

\*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限あり)

▷岩井団地(市浦地区)

・木造平屋建3DK(1戸)

\*1名以上で申請可(年齢60歳以上、他制限あり)

▷岩井団地(市浦地区)

・木造平屋建3LDK(2戸)

\*3名以上で申請可

\*新宮団地建替事業に伴う当該入居者移転住宅確保のため、五所川原地区の募集戸数を制限します。

\*入居資格、提出書類等詳細はお問い合わせ、もしくはホームページをご覧ください。

申 込 先

建築住宅課 内線 2663

金木総合支所産業建設係 内線 3101

市浦総合支所産業建設係 内線 4041